（災害対策基本法施行令第四十三条第六項の規定の適用の特例）

第二条　平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第六項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは「十五年」と、「一年」とあるのは「三年」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十六号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二八から三〇まで、三二」を「三〇」に改める。

附則第三項中「、二八から三〇まで、三二」を「、三〇」に改める。

別表第一の五の項（二）を次のように改める。

（二）　削除	

別表第一の五の項（九）を次のように改める。

（九）　削除	

別表第一の五の項（十七）中「ビニリデンフルオリドの共重合体、」を削る。

別表第一の七の項（十）及び（十一）を次のように改める。

（十）　アナログデジタル変換器（四の項の中欄に掲げるものを除く。）	
（十一）　デジタル方式の記録装置	

別表第一の九の項（九）を次のように改める。

（九）　削除	

別表第一の九の項（十一）中「から（十）まで」を「、（八）若しくは（十）」に、「、測定装置、試験装置又は修理用の装置」を「又は測定装置」に改める。

別表第一の一〇の項（四）中「及び一二」を削る。

別表第一の一二の項（四）を次のように改める。

（四）　水中用の照明装置	

別表第二の二八及び二九の項を次のように改める。

二八	削除
二九	削除

別表第二の三二の項を次のように改める。

三二	削除

別表第三の二中「、リベリア」を削る。

別表第七中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年一月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第二項の改正規定、附則第三項の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第七の改正規定　平成二十八年十二月七日

二　別表第三の二の改正規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第百六十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成二十八年十一月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則等の一部を改正する等の省令

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第三十五条中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

第三十七条第二項中「委任」を「指定」に改める。

第三十九条第一項及び第四十条第一項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改める。

第四十一条第二項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第三項中「に同条第二項に規定する委任都道府県知事の意見を記載した書類を添付し、厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改める。

第四十二条第一項中「並びに同条第二項に規定する委任都道府県知事の意見を記載した書類を添付し、厚生労働大臣」を「を添付し、その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第二項中「に同条第二項による委任都道府県知事の意見を記載した書類を添付し、厚生労働大臣」を「をその指定に係る都道府県知事」に改める。

第四十四条中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改める。

第四十五条各号列記以外の部分中「第三十五条第四項」を「第三十五条第三項」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第一号及び第二号中「委任都道府県知事」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第三号中「厚生労働大臣又は委任都道府県知事」を「その指定に係る都道府県知事」に改める。

第五十条を削る。